

## インフルエンザの対応について

平成24年6月1日(金)  
西原高等学校保健室

近年、インフルエンザが季節を問わず、流行する傾向がみられています。以前は、インフルエンザの証明書として、病院から発行してもらった診断書や治療証明書を提出してもらっていましたが、医療機関の混乱や、保護者の負担等を考慮し、以下の方法での証明になりますので、ご協力よろしくお願いします。

また、新薬の導入にともない、インフルエンザ時の発熱期間が短くなり、感染する可能性がある時期に登校可能になってしまい、流行してしまうケースが問題となっています。そこで、今年の4月より法律が改正になり、出席停止の期間が、

「解熱後2日を経過するまで」から、「発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで」と変更になりましたので、ご確認ください。

### 1. 証明方法（医療機関からインフルエンザと診断された場合）

本校指定のインフルエンザ証明書に以下の内容を保護者が記入します。  
※インフルエンザ証明書は、保健室または本校ホームページにも載せています。

- 1 学年・組・番 生徒氏名
- 2 医療機関から診断された日付
- 3 インフルエンザの型 A または B に○を付けてください。
- 4 インフルエンザは、発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで出席停止ですので、自宅で体温を測定（午前、午後の2回測定）し、証明書に記入して下さい。
- 5 裏に医療機関から処方された薬の説明書を添付して下さい。
- 6 登校する際に、保護者が押印をし、生徒にインフルエンザ証明書を担任または、保健室に提出させて下さい。

※ **証明書がないと、出席停止扱いにはできません。**

### 2. 学級閉鎖等の措置について



学級や学年でインフルエンザ又は、インフルエンザ様症状で、欠席者が増えた場合、感染拡大を防ぐために、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の措置をとります。流行状況により、対応の仕方も随時異なりますので、インフルエンザの発生があった場合は、必ず保健室に連絡して下さい。